

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく
新規化学物質の事前審査制度に係る通知書の「せん孔印廃止」について
(お知らせ)

令和7年3月3日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づく新規化学物質の事前審査制度において、審査等実施後にその結果を書面にて通知しております。

通知書が複数となる際には、これまでせん孔印（通知文書左端に「METI」のせん孔）を実施していましたが、令和7年3月よりせん孔印を順次廃止いたします。

<該当文書及び廃止時期>

文 書 名	せん孔印の廃止時期
・少量新規化学物質の申出に係る確認通知書	令和7年度第1回から
・低生産量新規化学物質の申出に係る確認通知書	令和6年度第12回から
・法第4条第1項の規定に基づく新規化学物質の判定結果について（通常新規化学物質の判定） ・法第5条第2項の規定に基づく新規化学物質の判定結果について（低生産量新規化学物質の判定） ・法第5条第8項の規定に基づく新規化学物質の判定結果について（継続新規化学物質の判定） ・法第7条第2項において準用する第4条第1項の規定に基づく新規化学物質の判定結果について（外国製造事業者に係る通常新規化学物質の判定）	令和7年3月1日から
・法第3条第1項第4号の規定に基づく新規化学物質の確認について（中間物等の確認）	令和7年3月1日から
・法第3条第1項第6号の規定に基づく新規化学物質の確認について（低懸念高分子化合物の確認）	令和7年3月1日から

<本件に関するお問い合わせ先>

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室

お問合せメールフォーム:

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

※「お問い合わせ種別」は「化審法（新規化学物質申請【通常、低生産量、少量、高分子】）」を選択してください。

以上